

第 242 号（令和 8 年 9 月 25 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例【市民局地域活動推進課】 3

[規則]

- △ 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【資源循環局喫煙対策・美化推進課】 4
- △ 横浜市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局介護保険課】 5
- △ 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【資源循環局喫煙対策・美化推進課】 8

[告示]

- △ 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の公表【行財政局財政課】 13
- △ 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の公表【行財政局財政課】 14
- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 15
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 16
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】 17

[公告]

- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】 18
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【都市整備局都市計画課】 19
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【みどり環境局農政推進課】 21
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 23
- △ マンション再生組合に係る定款の変更の認可【建築局住宅再生課】 24
- △ マンション再生組合に係る定款の変更の認可【建築局住宅再生課】 25
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 26
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 27
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 29
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 30
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 31
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 32
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 33
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 34

[区告示]

- △ 地縁による団体の認可【港北区地域振興課】 35

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【青葉区地域振興課】	37
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【青葉区地域振興課】	38
[交通局]	
△ 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	39
△ 定期乗車券の様式【自動車本部営業課】	45
[教育委員会]	
△ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】	49
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	66
[その他]	
△ 公立大学法人横浜市立大学令和7事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】	68

条 例

横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市条例第50号

横浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市認可地縁団体印鑑条例（平成4年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第13条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

規則

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市規則第65号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年6月横浜市条例第41号）は、令和9年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者
横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市規則第66号

横浜市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

横浜市介護保険条例等施行規則（平成12年3月横浜市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第97条の2の4」を「第97条の2の2」に、「第97条の2の3第1項」を「第97条の2第1項」に改める。

第25条中「第100条第1項」の次に「、第114条の2第1項」を、「第115条の33第1項」の次に「、第115条の45の7第1項」を加え、「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第112条第1項」を削り、「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、申請を要しないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。

第37条の見出し中「金銭払込日計表等」を「日計表等」に改め、同条中「介護保険金銭払込日計表（第11号様式）及び介護保険金銭払込集計表（第12号様式）」を「収納金額及びその内訳を記載した日計表及び集計表」に改める。

第38条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表4の項及び5の項を次のように改める。

4	横浜市介護保険検査証	第25条
5	削除	

別表8の項から13の項までを削る。

第1号様式表面中「（表）」を削り、同様式表面に備考として次のように加える。

（備考）

裏面には、注意事項について記載することができる。

第1号様式裏面を削る。

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

第4号様式(第25条)

(表)

第 号	
横浜市介護保険検査証	
写 真	所属
	職名
	契 印
	氏名
	横浜市
	印
	年 月 日発行

(A8)

(裏)

介護保険法第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、
第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、
第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、
第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、
第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、
第115条の27第1項、第115条の33第1項、
第115条の45の7第1項、第202条第1項及び第203条

(注意) この証は、異動、退職等により、上記に掲げる規定に規定する
調査に関する事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還
しなければならない。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

第5号様式及び第6号様式 削除

第8号様式から第13号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市介護保険条例等施行規則（以下「旧規則」という。）第1号様式による介護保険資格者証は当該介護保険資格者証の有効期間内に限り、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
(横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)
- 4 横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7号中「第100条第1項」の次に「、第114条の2第1項」を、「第115条の33第1項」の次に「、第115条の45の7第1項」を加え、「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項」を削る。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

横浜市規則第67号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則（平成8年3月横浜市規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則

第1条中「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に改める。

第3条の2の見出しを「（喫煙禁止重点地区標識等の設置）」に改め、同条中「喫煙禁止地区を」を「喫煙禁止重点地区を」に、「喫煙禁止地区標識」を「喫煙禁止重点地区標識」に、「喫煙禁止地区路面標示」を「喫煙禁止重点地区路面標示」に改める。

第9条中「届出済証亡失・汚損・き損届出書」を「届出済証亡失・汚損・毀損届出書」に改める。

第14条中「立入調査員証（第9号様式）」を「横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式によるもの」に改める。

第15条第1項中「第10号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第11号様式」を「第10号様式」に改める。

第1号様式表面中「（表）」を削り、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に改め、同様式表面に備考として次のように加える。

（備考）

様式の裏面には、参照条文を記載することができる。

第1号様式裏面を削る。

第1号様式の2及び第1号様式の3を次のように改める。

第1号様式の2(第3条の2)

喫煙禁止重点地区標識



(備考)

- 1 大きさは、縦 60 センチメートル、横 40 センチメートルとすること。
- 2 円形の枠線及び斜線は、赤色とすること。

第1号様式の3(第3条の2)

喫煙禁止重点地区路面標示



(備考)

- 1 大きさは、直径 30 センチメートルとすること。
- 2 枠線及び斜線は、赤色とすること。

第2号様式表面中「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に、「びん」を「瓶」に改める。

第3号様式表面及び第4号様式中「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に改める。

第5号様式中「届出済証亡失・汚損・き損届出書」を「届出済証亡失・汚損・毀損届出書」に、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に、「き損」を「毀損」に改める。

第6号様式中「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に、「びん類」を「瓶類」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に改める。

第9号様式を削る。

第10号様式表面中「(表)」を削り、「喫煙禁止地区内」を「喫煙禁止重点地区内」に、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に改め、同様式表面に備考として次のように加える。

(備考)

様式の裏面には、参照条文を記載することができる。

第10号様式裏面を削り、同様式を第9号様式とする。

第11号様式中「喫煙禁止地区内」を「喫煙禁止重点地区内」に、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に改め、同様式を第10号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年1月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市空き缶

等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則第3条の2の規定により設置されている喫煙禁止地区標識及び喫煙禁止地区路面標示は、当分の間、それぞれこの規則による改正後の横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則第3条の2の規定により設置された喫煙禁止重点地区標識及び喫煙禁止重点地区路面標示とみなす。

（横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

- 3 横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

告 示

横浜市告示第 323 号

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.2	106.3
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(400.0)
(20.00)	(30.00)	(35.0)	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記する。
- 2 括弧上段の数値は早期健全化基準、下段の数値は財政再生基準である。

横浜市告示第 324 号

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

（単位：パーセント）

会計の名称	資金不足比率
港湾整備事業費会計	—
中央卸売市場費会計	—
中央と畜場費会計	—
風力発電事業費会計	—
下水道事業会計	—
埋立事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車事業会計	—
高速鉄道事業会計	—
病院事業会計	—

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と表記する。
- 2 経営健全化基準は 20.0 パーセントである。

横浜市告示第 325 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平 原 敏 英

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	神奈川区神大寺四丁目の一部 港北区新羽町及び大豆戸町の各一部	令和 8 年 9 月 25 日
分流式	旭区今宿南町、中希望が丘及び西川島町の各一部 港北区小机町及び篠原町の各一部 青葉区新石川一丁目の一部 都筑区東方町の一部 戸塚区上矢部町、下倉田町及び深谷町の各一部 泉区和泉が丘一丁目、和泉中央南三丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町及び新橋町の各一部 瀬谷区東野及び中屋敷一丁目の各一部	

横浜市告示第 326 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	神奈川区神大寺四丁目の一部 旭区西川島町の一部	令和8年9月25日
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区小机町、篠原町、新羽町及び大豆戸町の各一部 青葉区新石川一丁目の一部 都筑区東方町の一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区今宿南町及び中希望が丘の各一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	戸塚区深谷町の一部 泉区和泉が丘一丁目、和泉中央南三丁目、和泉町、上飯田町及び下飯田町の各一部 瀬谷区東野及び中屋敷一丁目の各一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区上矢部町及び下倉田町の各一部 泉区岡津町及び新橋町の各一部	

横浜市告示第 327 号

公共下水道の排水施設の方式の変更

神奈川区羽沢南一丁目における公共下水道の排水施設の方式を、合流式から分流式に変更する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 25 日

横浜市長職務代理者

横浜市の市長 平原 敏 英

公 告

横浜市公告第 482 号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
9・6・1号瀬谷バス専用道線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
瀬谷区瀬谷町、中央、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、本郷二丁目及び本郷三丁目地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧期間
令和8年9月25日から令和8年10月9日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市都市整備局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和8年9月25日から令和8年10月9日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 483 号

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民又は利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

都筑区南山田町地内及び泉区下飯田町地内

(2) 削除する部分

鶴見区北寺尾三丁目及び馬場六丁目地内、青葉区柿の木台地内、都筑区仲町台二丁目及び早渕三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西四丁目及び目黒町地内

(3) 変更する部分

神奈川区神大寺四丁目及び三枚町地内、港南区下永谷五丁目及び日野六丁目地内、保土ヶ谷区仏向町地内、旭区さが丘、善部町、本宿町及び本村町地内、金沢区釜利谷東三丁目地内、港北区綱島東二丁目、新羽町及び日吉五丁目地内、緑区北八朔町及び長津田町地内、青葉区美しが丘西二丁目、荏田西二丁目、黒須田及び千草台地内、都筑区牛久保三丁目、牛久保西二丁目、牛久保東一丁目、荏田南四丁目、大熊町及び早渕一丁目地内、戸塚区影取町及び戸塚町地内、栄区公田町及び小菅ヶ谷四丁目地内、泉区和泉中央南三丁目及び岡津町地内並びに瀬谷区相沢四丁目、阿久和東四丁目、東野、竹村町、橋戸三丁目、二ツ橋町、本郷三丁目及び宮沢二丁目地内

3 縦覧期間

令和8年9月25日から令和8年10月9日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和8年9月25日から令和8年10月9日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>)

横浜市公告第484号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、横浜市都筑区東方北部土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	都筑区東方町 920 番地	根 本 栄 治
同	都筑区東方町 1,041 番地	角 田 鉄 雄
同	都筑区東方町 779 番地	村 田 幸 夫
同	都筑区東方町 712 番地	村 田 輝 雄
同	都筑区東方町 1,343 番地	細 野 正 隆
同	緑区鴨居四丁目 5 番 15 号	柳 下 健 一
同	都筑区東方町 716 番地	井 上 民 夫
同	都筑区東方町 720 番地	相 澤 淳 一
同	都筑区折本町 1,803 番地	吉 川 清 一
同	都筑区東方町 1,158 番地	峯 岸 清 秀
同	都筑区折本町 1,515 番地	城 田 作 次
同	都筑区東方町 1,251 番地	重 田 進
同	都筑区東方町 1,161 番地	峯 岸 利 典
同	都筑区折本町 1,179 番地	角 田 光 夫
同	都筑区東方町 831 番地の 2	細 野 勝 明
同	都筑区東方町 1,237 番地の 4	重 田 克 義
同	都筑区池辺町 3,194 番地	座 間 剛
同	都筑区東方町 636 番地	長谷川 重 隆
監 事	都筑区折本町 1,450 番地	角 田 昇
同	都筑区東方町 1,216 番地	三 村 克 彦
同	都筑区東方町 524 番地	石 川 照 雄

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	都筑区東方町 920 番地	根 本 栄 治
同	都筑区東方町 1,041 番地	角 田 鉄 雄
同	都筑区東方町 779 番地	村 田 幸 夫
同	都筑区東方町 712 番地	村 田 輝 雄

同	都筑区東方町 1,343 番地	細 野 正 隆
同	緑区鴨居四丁目 5 番 15 号	柳 下 健 一
同	都筑区東方町 716 番地	井 上 民 夫
同	都筑区東方町 720 番地	相 澤 淳 一
同	都筑区折本町 1,803 番地	吉 川 清 一
同	都筑区東方町 1,158 番地	峯 岸 清 秀
同	都筑区折本町 1,515 番地	城 田 作 次
同	都筑区東方町 1,251 番地	重 田 進
同	都筑区東方町 1,161 番地	峯 岸 利 典
同	都筑区折本町 1,179 番地	角 田 光 夫
同	都筑区東方町 1,149 番地	久保田 信 男
同	都筑区東方町 1,237 番地の 4	重 田 克 義
同	都筑区池辺町 3,194 番地	座 間 剛
同	都筑区東方町 636 番地	長谷川 重 隆
監 事	都筑区折本町 1,450 番地	角 田 昇
同	都筑区東方町 1,216 番地	三 村 克 彦
同	都筑区東方町 524 番地	石 川 照 雄

横浜市公告第 485 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

指定番号	名 称	営業所所在地	取消年月日
00467	有限会社ヤスイ 設備工業	旭区矢指町 1,939 番地	令和8年8月27日
30081	有限会社富士総 業	川崎市高津区東野 川 2 丁目 25 番 9 号	令和8年8月26日

横浜市公告第 486 号

マンション再生組合に係る定款の変更の認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンション建替組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 組合の名称
ニックハイム綱島第一マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
ニックハイム綱島第一
 - (2) 敷地の区域
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 3 再生後マンションの敷地の区域
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 4 事業施行期間
令和6年1月25日から令和12年9月30日まで
- 5 事務所の所在地
東京都港区西新橋2丁目8番6号
- 6 設立認可の年月日
令和6年1月25日
- 7 定款の変更認可の年月日
令和8年9月25日

横浜市公告第 487 号

マンション再生組合に係る定款の変更の認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、桜台団地マンション建替組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 組合の名称
桜台団地マンション再生組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
桜台団地
 - (2) 敷地の区域
青葉区桜台28番、39番、40番の1、40番の2、41番の1、41番の2
- 3 再生後マンションの敷地の区域
青葉区桜台28番、39番、40番の1、40番の2、41番の1、41番の2
- 4 事業施行期間
令和2年8月5日から令和9年6月30日まで
- 5 事務所の所在地
神奈川区栄町8番地の1
- 6 設立認可の年月日
令和2年8月5日
- 7 定款の変更認可の年月日
令和8年9月25日

横浜市公告第 488 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年10月6日第2025開1807号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中区本町4丁目36番地
株式会社ハウスコンサルティング
代表取締役 佐藤 繁
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
都筑区川和町 2,706 番の 1、2,706 番の 3 から 2,706 番の 5 ま
で、2,707 番の 1、2,707 番の 5、2,707 番の 6、2,707 番の 7
の一部、2,708 番の 4 及び 2,708 番の 7

横浜市公告第 489 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年10月28日第2025開108号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 嘉 村 徹
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区諏訪坂 2,264 番の1及び 2,264 番の2の一部

横浜市公告第 490 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年2月2日第2025開1717号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境2丁目2番2号
株式会社飯田産業
代表取締役 築 地 重 彦
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区すみよし台28番の16及び28番の79から28番の87まで

横浜市公告第 491 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年2月5日第2025開110号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区茅ヶ崎南二丁目23番14号
デックス株式会社
代表取締役 柴 田 祐 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区岸谷一丁目1,844番の34、1,844番の90の一部及び1,844番の181から1,844番の189まで

横浜市公告第 492 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年2月16日第2025開1813号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市東区泉1丁目23番22号
トヨタホーム株式会社
代表取締役 西 村 祐
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
都筑区南山田二丁目13番の9から13番の16まで

横浜市公告第 493 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和8年6月11日第2026開202号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市浪速区敷津東1丁目7番16号
オーディエー株式会社
代表取締役 小 田 大 輔
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川区片倉二丁目797番の7、797番の12、797番の25、797番の38、797番の46及び797番の64から797番の67まで

横浜市公告第 494 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

1 一部廃止する道路の指定番号

第39・4号

2 廃止年月日

令和8年9月8日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50 m

4 廃止部分の道路の延長

190.00 m

5 廃止の場所

南区大岡一丁目 1,929 番の14地先から 1,956 番の51地先まで及び 1,956 番の51地先から 1,956 番の66地先まで

横浜市公告第 495 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第34・77号
- 2 廃止年月日
令和8年9月9日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
44.00 m
- 5 廃止の場所
旭区中沢一丁目30番の1地先から37番の22地先まで

横浜市公告第 496 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平原 敏 英

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第33・83号
- 2 廃止年月日
令和8年9月10日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
23.00 m
- 5 廃止の場所
戸塚区汲沢三丁目 946 番の1地先から 947 番地先まで

区 告 示

港 北 区 告 示 第 1 号（令和8年9月9日掲示済）

地 縁 による 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和8年9月9日

横 浜 市 港 北 区 長 古 石 正 史

1 名 称

新 和 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

区域における会員相互の親睦及び福祉の増進を図るとともに、地域の生活環境の維持向上、防災、防犯、環境美化、文化及び体育活動その他地域課題の解決に取り組み、もって安全で安心な住みよい地域社会の形成に資すること。

3 区 域

港北区綱島上町116番地の2並びに新吉田東5丁目26番1号から28号まで、27番3号から21号まで、28番1号から25号まで、29番1号から22号まで、30番1号から18号まで、31番1号から21号まで、32番3号から11号まで、33番2号から14号まで、34番1号から15号まで、35番1号から6号まで、36番1号から7号まで、37番1号から16号まで、38番1号から18号まで、39番1号から18号まで、40番1号から15号まで、41番1号から19号まで、42番1号から21号まで、43番1号から20号まで、44番1号から20号まで、45番16号から40号まで及び46番3号から12号まで並びに新吉田東6丁目1番1号から52号まで、2番1号から53号まで、8番2号から39号まで、9番1号から11号まで、10番1号から13号まで、11番1号から13号まで、12番1号から13号まで、13番1号から44号まで、14番1号から8号まで及び19番33号から38号までの区域

4 主 たる 事 務 所

港 北 区 新 吉 田 東 七 丁 目 2 番 1 号

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

稲 村 茂 雄

港 北 区 新 吉 田 東 五 丁 目 34 番 15 号

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の 選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無
8 認可年月日
令和8年9月9日

青葉区告示第15号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下市ヶ尾町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月25日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	蕪 木 泉 青葉区市ヶ尾町 627 番 地	村 田 英二郎 青葉区市ヶ尾町 498 番 地の 4

青葉区告示第16号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、千草台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月25日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	吉 濱 志 保 青葉区千草台38番地の 2	長 尾 文 生 青葉区千草台50番地の 21

交通局

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年9月25日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第19号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の3から第10条の5までを次のように改める。

第10条の3から第10条の5まで 削除

第25条第3項中「印字」を「記載」に改める。

第26条第1項及び第2項を次のように改める。

第26条 定期券（共通定期券及び紙式の身体障害者等割引定期乗車券を除く。）の発売場所は、次のとおりとする。

(1) 保土ヶ谷営業所、若葉台営業所、滝頭営業所、本牧営業所、緑営業所及び磯子営業所

(2) お客様サービスセンター及び定期券発売所

2 共通定期券及び紙式の身体障害者等割引定期乗車券の発売場所は、次のとおりとする。

(1) 緑営業所

(2) お客様サービスセンター及び定期券発売所

第65条第1項中「（同条第3項に規定する横浜市高速鉄道の各駅を除く。）」を削る。

別表1を次のように改める。

別表1（第3条第1項）

有料乗車券の種類及び料金

（普通系統及び特殊系統）

種 類			料 金	
			普通系統及び特殊系統の220円区間	特殊系統の180円区間
普通乗車券	大人	現金	220円	180円
		ICカード	220円	178円
	小児	現金	110円	90円

		IC カ ー ド	110 円	89 円
身体障害者等割引普通乗車券	大人	現金	110 円	90 円
		IC カ ー ド	110 円	89 円
	小 児	現金	60 円	50 円
		IC カ ー ド	55 円	45 円
1 日 乗 車 券	大人		600 円	
	小 児		300 円	
身体障害者等割引1日乗車券	大人		300 円	
	小 児		150 円	
通勤定期乗車券	1 箇 月		9,900 円	
	3 箇 月		28,220 円	
	6 箇 月		53,460 円	
共通通勤定期乗車券	1 箇 月		9,900 円	8,010 円
	3 箇 月		28,220 円	22,830 円
通学定期乗車券	甲 種	1 箇 月	6,920 円	
		3 箇 月	19,720 円	
		6 箇 月	37,370 円	
	乙 種	1 箇 月	2,230 円	
		3 箇 月	6,360 円	
		6 箇 月	12,040 円	
共通通学定期乗車券	甲 種	1 箇 月	6,920 円	5,600 円
		3 箇 月	19,720 円	15,690 円
	乙 種	1 箇 月	2,230 円	2,080 円
		3 箇 月	6,360 円	5,930 円
高齢者割引全線定期乗車券	3 箇 月		19,720 円	
	6 箇 月		37,370 円	
身体障害者等割引通勤定期乗車券	1 箇 月		6,930 円	
	3 箇 月		19,750 円	
	6 箇 月		37,420 円	
身体障害者等割引共通通勤定期乗車券	1 箇 月		6,930 円	5,610 円
	3 箇 月		19,750 円	15,980 円
身体障害者等割引通学定期乗車券	甲 種	1 箇 月	4,840 円	
		3 箇 月	13,800 円	
		6 箇 月	26,160 円	
	乙 種	1 箇 月	1,560 円	

身体障害者等割引共通通学定期乗車券		3 箇月	4,450 円	
		6 箇月	8,430 円	
	甲 種	1 箇月	4,840 円	3,920 円
		3 箇月	13,800 円	11,170 円
	乙 種	1 箇月	1,560 円	1,460 円
		3 箇月	4,450 円	4,150 円
端数日付通学定期乗車券	甲 種	1 箇月に端数日を加えたものの	大人普通乗車券料金（ICカード）に30日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額の100分の52.4相当額	
		3 箇月に端数日を加えたものの	大人普通乗車券料金（ICカード）に90日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の52.4を乗じて得た額の100分の95相当額	
		6 箇月に端数日を加えたものの	大人普通乗車券料金（ICカード）に180日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の52.4を乗じて得た額の100分の90相当額	
	乙 種	1 箇月に端数日を加えたものの	1 箇月通学定期乗車券（乙種）料金を30日で除して得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を円単位に四捨五入した額とする。）に端数日数を乗じて得た額を1 箇月通学定期乗車券（乙種）料金の額に加算した額	

		3箇月に端数日を加えたもの	3箇月通学定期乗車券（乙種）料金を90日で除して得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を円単位に四捨五入した額とする。）に端数日を乗じて得た額を3箇月通学定期乗車券（乙種）料金の額に加算した額
		6箇月に端数日を加えたもの	6箇月通学定期乗車券（乙種）料金を180日で除して得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を円単位に四捨五入した額とする。）に端数日を乗じて得た額を6箇月通学定期乗車券（乙種）料金の額に加算した額
端数日付共通通学定期乗車券	甲種	1箇月に端数日を加えたもの	大人普通乗車券料金（ICカード）に30日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額の100分の52.4相当額
		3箇月に端数日を加えたもの	大人普通乗車券料金（ICカード）に90日に端数日を加えた日数を2倍して得た数を乗じて得た額に100分の52.4を乗じて得た額の100分の95相当額
	乙種	1箇月に端数日を加えたもの	1箇月通学定期乗車券（乙種）料金を30日で除して得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を円単位に四捨五入した額とする。）に端数日を乗じて得た額を1箇月通学定期乗車券（乙種）料金の額に加算した額

			る場合は、その端数を円単位に四捨五入した額とする。)に端数日をかけて得た額を1箇月通学定期乗車券(乙種)料金の額に加算した額
		3箇月に端数日を加えたもの	3箇月通学定期乗車券(乙種)料金を90日で除して得た額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を円単位に四捨五入した額とする。)に端数日をかけて得た額を3箇月通学定期乗車券(乙種)料金の額に加算した額
身体障害者等割引端数日付通学定期乗車券	甲種	1箇月に端数日を加えたもの	端数日付通学定期乗車券(甲種)料金の10分の7相当額
		3箇月に端数日を加えたもの	
		6箇月に端数日を加えたもの	
	乙種	1箇月に端数日を加えたもの	端数日付通学定期乗車券(乙種)料金の10分の7相当額
		3箇月に端数日を加えたもの	

		6箇月に 端数日を 加えたも の	
身体障害者等割引端 数日付共通通学定期 乗車券	甲種	1箇月に 端数日を 加えたも の	端数日付通学定期乗車 券（甲種）料金の10分 の7相当額
		3箇月に 端数日を 加えたも の	
	乙種	1箇月に 端数日を 加えたも の	端数日付通学定期乗車 券（乙種）料金の10分 の7相当額
		3箇月に 端数日を 加えたも の	

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

交通局告示第8号

定期乗車券の様式

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）第5条の規定に基づき、定期乗車券の様式を次のように定める。定期乗車券の様式（平成30年3月15日交通局告示第3号）は、令和8年9月30日限り廃止する。

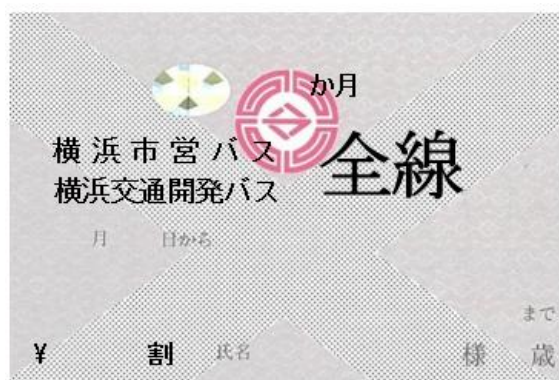
令和8年9月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 定期乗車券の様式（共通定期乗車券を除く。）

(1) 第1号様式 紙式



(身体障害者等割引定期乗車券)

備考 縦 5.82 センチメートル

横 8.50 センチメートル

(2) 第2号様式 デジタル版（例示）



2 共通定期乗車券の様式

(1) 第3号様式 紙式



(身体障害者等割引定期乗車券)

備考 縦 5.82 センチメートル

横 8.50 センチメートル

(2) 第4号様式 デジタル版 (例示)



附 則

(施 行 期 日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この告示による改正前の定期乗車券については、その通用期間に限り使用することができるものとし、その払戻しについては、横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号）の定めるところによる。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第14号

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために
納付すべき費用の額

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額を次のとおり公表する。

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額（令和7年6月横浜市教育委員会告示第12号）は、廃止する。

令和8年9月25日

横浜市教育委員会

1 個人演説会等施設の設備の程度

(1) 設備をする場所

（鶴見区）

施設の名称	設備をする場所	面積（㎡）
末吉小学校	図書館	130
市場小学校	体育館	860
潮田小学校	体育館 M ルーム	68
東台小学校	図工室	95
旭小学校	体育館	484
獅子ヶ谷小学校	体育館	559
馬場小学校	体育館	562
生麦小学校	図書室	128
豊岡小学校	図工室	122
下野谷小学校	体育館	1,294
入船小学校	図書室	88
鶴見小学校	体育館	561
平安小学校	体育館	787
岸谷小学校	体育館	579
矢向小学校	体育館	520
上末吉小学校	体育館棟普通教室	63
駒岡小学校	体育館	586
下末吉小学校	体育館	588
寺尾小学校	体育館	598
汐入小学校	体育館	778

上寺尾小学校	図書室	144
新鶴見小学校	体育館	672
市場中学校	体育館	870
潮田中学校	音楽室	95
末吉中学校	体育館	860
鶴見中学校	格技場	240
寺尾中学校	体育館	900
生麦中学校	体育館	964
寛政中学校	体育館 M ルーム	48
矢向中学校	体育館	810
上の宮中学校	格技場	349
横浜サイエンスフロンティア高等学校・横浜サイエンスフロンティア附属中学校	カフェテリア	450

(注) 東高等学校は使用できない。

(神奈川区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
青木小学校	第二音楽室	100
神奈川小学校	体育館	628
子安小学校	体育館	1,204
神橋小学校	体育館	582
二谷小学校	体育館	812
浦島小学校	体育館	614
菅田の丘小学校	体育館	1,104
幸ヶ谷小学校	多目的室	122
三ツ沢小学校	体育館	776
斎藤分小学校	体育館	595
西寺尾小学校	体育館	618
西寺尾第二小学校	体育館	1,019
神大寺小学校	体育館	1,194
中丸小学校	体育館	586
大口台小学校	体育館	778
羽沢小学校	体育館	648
南神大寺小学校	体育館	559

白 幡 小 学 校	体 育 館	558
浦 島 丘 中 学 校	多 目 的 ホ ー ル	79
栗 田 谷 中 学 校	格 技 場	246
六 角 橋 中 学 校	コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス 研 修 室	80
神 奈 川 中 学 校	体 育 館	1,046
松 本 中 学 校	体 育 館	781
錦 台 中 学 校	体 育 館	832
菅 田 中 学 校	体 育 館	640
盲 特 別 支 援 学 校	体 育 館	759

(西 区)

施 設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
戸 部 小 学 校	体 育 館	559
東 小 学 校	体 育 館	571
宮 谷 小 学 校	体 育 館	1,041
一 本 松 小 学 校	体 育 館	996
西 前 小 学 校	体 育 館	1,018
稲 荷 台 小 学 校	体 育 館	672
浅 間 台 小 学 校	体 育 館	778
み な と み ら い 本 町 小 学 校	体 育 館	761
老 松 中 学 校	体 育 館	743
西 中 学 校	体 育 館	873
軽 井 沢 中 学 校	体 育 館	1,155

(注) 平 沼 小 学 校 ・ 岡 野 中 学 校 は 使 用 で き な い 。

(中 区)

施 設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
北 方 小 学 校	体 育 館	836
元 街 小 学 校	図 書 室	130
本 町 小 学 校	体 育 館	655
立 野 小 学 校	体 育 館	690
大 鳥 小 学 校	体 育 館	778
山 元 小 学 校	体 育 館	931
間 門 小 学 校	体 育 館	416
本 牧 南 小 学 校	体 育 館	683
本 牧 小 学 校	体 育 館	1,003

港中学校	体育館	1,023
横浜吉田中学校	体育館	813
大島中学校	体育館	1,838
仲尾台中学校	格技場	303
本牧中学校	体育館	1,090
みなと総合高等学校	食堂	403

(南 区)

施 設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
石川小学校	体育館	788
大岡小学校	体育館	562
南吉田小学校	体育館	566
日枝小学校	体育館	612
藤の木小学校	図書室	40
井土ヶ谷小学校	体育館	795
蒔田小学校	体育館	482
中村小学校	体育館	776
南小学校	体育館	476
六つ川小学校	体育館	1,185
永田小学校	体育館	494
別所小学校	体育館	558
六つ川西小学校	体育館	559
共進中学校	体育館	848
蒔田中学校	体育館	657
永田中学校	体育館	745
南中学校	体育館	660
南が丘中学校	体育館	676
六ツ川中学校	武道場	431
藤の木中学校	体育館	752
横浜商業高等学校	食堂	400
横浜総合高等学校	視聴覚室	142

(注) 南太田小学校・太田小学校・六つ川台小学校・永田台小学校・平楽中学校・中村特別支援学校・浦舟特別支援学校は使用できない。

(港 南 区)

施 設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
-----------	---------------	------------------------

日野小学校	体育館	473
吉原小学校	体育館	475
永野小学校	家庭科室	129
芹が谷小学校	視聴覚室	80
日下小学校	体育館	494
下永谷小学校	家庭科室	70
南台小学校	体育館	946
上大岡小学校	体育館	558
芹が谷南小学校	体育館	480
港南台第一小学校	体育館	590
港南台第二小学校	体育館	615
港南台第三小学校	体育館	559
日野南小学校	体育館	693
下野庭小学校	体育館	652
永谷小学校	図書室	128
丸山台小学校	体育館	555
野庭すずかけ小学校	体育館	563
小坪小学校	体育館	789
桜岡小学校	体育館	561
ひざり舞岡小学校	体育館	545
港南中学校	体育館	798
上永谷中学校	音楽室	64
笹下中学校	体育館	762
港南台第一中学校	体育館 M ルーム	63
芹が谷中学校	被服室	126
日限山中学校	体育館	733
日野南中学校	体育館	733
丸山台中学校	体育館	779
東永谷中学校	体育館	1,170
南高等学校・南高等学校 附属中学校	食堂	316
港南台ひの特別支援学校	ホール	250
日野中央高等特別支援学 校	体育館	614

(注) 相武山小学校は使用できない。

(保土ヶ谷区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
星 川 小 学 校	体 育 館	501
仏 向 小 学 校	体 育 館	942
坂 本 小 学 校	体 育 館	501
保 土 ヶ 谷 小 学 校	体 育 館	958
川 島 小 学 校	体 育 館	562
今 井 小 学 校	体 育 館	603
藤 塚 小 学 校	体 育 館	558
帷 子 小 学 校	第 一 音 楽 室	97
峯 小 学 校	体 育 館	633
岩 崎 小 学 校	児 童 会 議 室	64
富 士 見 台 小 学 校	体 育 館	720
桜 台 小 学 校	体 育 館	555
常 盤 台 小 学 校	体 育 館	617
上 星 川 小 学 校	体 育 館	384
初 音 が 丘 小 学 校	体 育 館	914
新 井 小 学 校	体 育 館	631
上 菅 田 笹 の 丘 小 学 校	体 育 館	924
瀬 戸 ヶ 谷 小 学 校	体 育 館	467
権 太 坂 小 学 校	体 育 館	480
岩 崎 中 学 校	体 育 館	1,017
保 土 ヶ 谷 中 学 校	体 育 館	866
宮 田 中 学 校	体 育 館	1,024
岩 井 原 中 学 校	体 育 館	1,097
上 菅 田 中 学 校	体 育 館	749
新 井 中 学 校	体 育 館	743
橘 中 学 校	体 育 館	817
桜 丘 高 等 学 校	図 書 館 小 講 堂	120
上 菅 田 特 別 支 援 学 校	体 育 館	896
ろ う 特 別 支 援 学 校	体 育 館	885

(注) 西谷中学校は使用できない。

(旭区)

施設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
二 俣 川 小 学 校	体 育 館	574

中 沢 小 学 校	図 工 室	95
さ ち が 丘 小 学 校	体 育 館	588
万 騎 が 原 小 学 校	体 育 館	589
市 沢 小 学 校	体 育 館	805
白 根 小 学 校	体 育 館	594
上 川 井 小 学 校	体 育 館	487
都 岡 小 学 校	体 育 館	562
今 宿 小 学 校	体 育 館	598
希 望 ケ 丘 小 学 校	図 書 館	128
東 希 望 が 丘 小 学 校	体 育 館	562
笹 野 台 小 学 校	視 聴 覚 室	101
鶴 ケ 峯 小 学 校	体 育 館	623
本 宿 小 学 校	体 育 館	591
不 動 丸 小 学 校	体 育 館	621
川 井 小 学 校	体 育 館	586
上 白 根 小 学 校	フ リ ー ル ー ム (多 目 的 室)	40
南 本 宿 小 学 校	体 育 館	598
左 近 山 小 学 校	体 育 館	480
善 部 小 学 校	体 育 館	653
若 葉 台 小 学 校	体 育 館	591
四 季 の 森 小 学 校	体 育 館	587
鶴 ケ 峯 中 学 校	体 育 館	657
万 騎 が 原 中 学 校	体 育 館	1, 139
希 望 が 丘 中 学 校	体 育 館	652
左 近 山 中 学 校	体 育 館	657
都 岡 中 学 校	体 育 館	778
旭 中 学 校	体 育 館	884
南 希 望 が 丘 中 学 校	図 書 室	169
今 宿 中 学 校	図 書 室	128
本 宿 中 学 校	体 育 館	733
若 葉 台 中 学 校	E ホ ー ル	124
上 白 根 北 中 学 校	体 育 館	1, 048
左 近 山 特 別 支 援 学 校	体 育 館	398

(注) 今 宿 南 小 学 校 ・ 中 尾 小 学 校 ・ 若 葉 台 特 別 支 援 学 校 は 使 用 で

きない。

(磯子区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
磯子小学校	体育館	474
杉田小学校	体育館	558
根岸小学校	図書室	132
滝頭小学校	体育館	627
浜小学校	体育館	919
梅林小学校	体育館	903
岡村小学校	体育館	792
洋光台第一小学校	体育館	602
洋光台第二小学校	体育館	480
洋光台第三小学校	体育館	792
洋光台第四小学校	体育館	558
森東小学校	体育館	581
山王台小学校	体育館	594
さわの里小学校	体育館	607
根岸中学校	体育館	967
浜中学校	体育館	1,011
汐見台中学校	体育館	867
岡村中学校	体育館	930
洋光台第一中学校	体育館	869
洋光台第二中学校	体育館	875
森中学校	体育館	777
横浜商業高等学校別科	多目的ホール	364

(注) 屏風浦小学校・汐見台小学校は使用できない。

(金沢区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
金沢小学校	体育館	776
六浦小学校	体育館	563
富岡小学校	体育館	776
大道小学校	コミュニティハウス 研修室	95
八景小学校	八景コミュニティ ハウス	90

文庫小学校	体育館	657
瀬ヶ崎小学校	体育館	800
西柴小学校	体育館	666
朝比奈小学校	体育館	593
高舟台小学校	体育館	555
並木第一小学校	体育館	892
並木中央小学校	体育館	688
並木第四小学校	体育館	879
釜利谷東小学校	体育館	555
能見台小学校	体育館	861
釜利谷南小学校	体育館	848
小田小学校	体育館	984
六浦南小学校	体育館	913
能見台南小学校	体育館	919
金沢中学校	格技場	443
六浦中学校	体育館	1,077
大道中学校	体育館	1,311
西柴中学校	体育館	981
富岡中学校	体育館	824
富岡東中学校	体育館	869
並木中学校	体育館	873
釜利谷中学校	体育館	788
小田中学校	体育館	585
金沢高等学校	食堂	524

(注) 西富岡小学校・釜利谷小学校・義務教育学校西金沢学園は使用できない。

(港北区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
日吉台小学校	体育館	504
高田小学校	体育館	503
新田小学校	体育館	568
大綱小学校	体育館	589
太尾小学校	地域交流室	150
大曾根小学校	体育館	595
師岡小学校	体育館	631

城郷小学校	体育館	515
港北小学校	体育館	680
綱島小学校	多目的室	184
菊名小学校	体育館	831
篠原小学校	体育館	588
下田小学校	研修室	70
駒林小学校	体育館	598
日吉南小学校	体育館	582
新吉田小学校	図書室	136
新吉田第二小学校	体育館	555
綱島東小学校	体育館	586
矢上小学校	体育館	472
新羽小学校	体育館	555
北綱島小学校	体育館	590
大豆戸小学校	体育館	555
小机小学校	体育館	778
城郷中学校	図書室	128
新田中学校	体育館	1,278
日吉台中学校	格技場	350
大綱中学校	格技場	272
篠原中学校	体育館	832
樽町中学校	図書館	128
日吉台西中学校	体育館	757
高田中学校	体育館	1,073

(注) 篠原西小学校・箕輪小学校・高田東小学校・新羽中学校・北綱島特別支援学校は使用できない。

(緑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
山下小学校	体育館	602
鴨居小学校	体育館	970
新治小学校	体育館	805
三保小学校	体育館	388
十日市場小学校	体育館	700
森の台小学校	体育館	840
長津田小学校	体育館	644

長津田第二小学校	体育館	491
竹山小学校	体育館	639
東本郷小学校	体育館	503
上山小学校	体育館	563
緑小学校	体育館	375
いぶき野小学校	体育館	967
中山小学校	体育館	776
山下みどり台小学校	体育館	918
田奈中学校	体育館	984
中山中学校	体育館	1,185
十日市場中学校	格技場	417
鴨居中中学校	格技場	255
東鴨居中中学校	体育館	1,086
義務教育学校霧が丘学園	小学部体育館	593

(青葉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
鉄小学校	体育館	648
谷本小学校	体育館	559
田奈小学校	体育館	632
つつじが丘小学校	多目的室	60
榎が丘小学校	多目的ホール	90
山内小学校	体育館	631
美しが丘小学校	体育館	558
美しが丘東小学校	多目的ホール	84
奈良小学校	体育館	680
青葉台小学校	体育館	611
みたけ台小学校	体育館	555
美しが丘西小学校	体育館	900
もえぎ野小学校	体育館	559
元石川小学校	体育館	559
藤が丘小学校	体育館	473
市ヶ尾小学校	体育館	555
あざみ野第一小学校	体育館	559
あざみ野第二小学校	体育館	590
嶮山小学校	体育館	559

鴨志田第一小学校	体育館	559
東市ヶ尾小学校	図書室	120
鴨志田緑小学校	体育館	777
荏子田小学校	体育館	742
恩田小学校	体育館	809
新石川小学校	体育館	824
さつきが丘小学校	体育館	1,109
荏田西小学校	体育館	784
桂小学校	体育館	932
奈良の丘小学校	体育館	1,030
黒須田小学校	体育館	720
すすき野中学校 (旧すすき野小学校)	体育館	480
山内中学校	総合部室	70
青葉台中学校	図書館	120
谷本中学校	体育館	806
みたけ台中学校	体育館	733
美しが丘中学校	体育館	743
奈良中学校	体育館	743
緑が丘中学校	体育館	747
あざみ野中学校	体育館	777
市ヶ尾中学校	格技場	300
もえぎ野中学校	体育館	761
鴨志田中学校	体育館	839
あかね台中学校	地域交流室	130

(都筑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
中川小学校	体育館	558
山田小学校	図書室	130
勝田小学校	体育館	840
すみれが丘小学校	体育館	470
茅ヶ崎小学校	体育館	878
中川西小学校	図書室	128
都田小学校	体育館	1,064
荏田小学校	図工室	98

折本小学校	体育館	711
都田西小学校	体育館	556
荏田東第一小学校	図書室	101
荏田南小学校	体育館	895
川和東小学校	学校図書館	143
茅ヶ崎台小学校	体育館	1,037
北山田小学校	体育館	672
つづきの丘小学校	体育館	720
南山田小学校	体育館	672
都筑小学校	体育館	980
東山田小学校	体育館	764
茅ヶ崎東小学校	体育館	1,151
牛久保小学校	体育館	720
中川中学校	武道場	250
茅ヶ崎中学校	格技場	395
中川西中学校	格技場	228
都田中学校	体育館	720
川和中学校	多目的ホール	367
荏田南中学校	体育館	602
東山田中学校	体育館	1,179
早渕中学校	体育館棟アリーナ	1,664

(注) 川和小学校は使用できない。

(戸塚区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
汲沢小学校	体育館	589
川上小学校	家庭科室	98
柏尾小学校	体育館	501
川上北小学校	体育館	589
大正小学校	図工室	116
小雀小学校	体育館	563
東戸塚小学校	体育館	779
境木小学校	体育館	488
矢部小学校	体育館	615
南戸塚小学校	体育館	558
平戸小学校	体育館	586

深谷小学校	体育館	491
横浜深谷台小学校	体育館	586
東汲沢小学校	研修室	66
平戸台小学校	体育館	555
上矢部小学校	体育館	593
品濃小学校	体育館	874
秋葉小学校	体育館	811
東俣野小学校	体育館	788
舞岡小学校	体育館	710
倉田小学校	体育館	890
東品濃小学校	体育館	775
下郷小学校	体育館	664
名瀬小学校	体育館	491
大正中学校	格技場	352
戸塚中学校	体育館	1,294
豊田中学校	武道場	445
舞岡中学校	体育館	882
境木中学校	体育館	762
汲沢中学校	体育館	883
名瀬中学校	体育館	743
深谷中学校	体育館	733
秋葉中学校	体育館	809
平戸中学校	体育館	803
南戸塚中学校	体育館	868
戸塚高等学校	食堂	380

(注) 戸塚小学校・鳥が丘小学校・東俣野特別支援学校は使用できない。

(栄区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
豊田小学校	体育館	780
本郷小学校	体育館	999
西本郷小学校	体育館	561
千秀小学校	体育館	600
飯島小学校	体育館	586
桂台小学校	体育館	626

本郷台小学校	体育館	787
小菅ヶ谷小学校	体育館	586
公田小学校	体育館	555
小山台小学校	体育館	555
笠間小学校	体育館	555
桜井小学校	体育館	591
庄戸小学校	体育館	568
上郷小学校	体育館	662
本郷中学校	体育館	874
西本郷中学校	体育館	732
飯島中学校	体育館	767
小山台中学校	体育館	779
本郷特別支援学校	体育館	632
上郷中学校	体育館	657
桂台中学校	体育館	729

(泉 区)

施 設 の 名 称	設 備 を す る 場 所	面 積 (m ²)
中和田小学校	体育館	600
中和田南小学校	体育館	590
上飯田小学校	体育館	562
飯田北いちょう小学校	体育館	564
岡津小学校	体育館	900
中田小学校	体育館	560
東中田小学校	体育館	668
新橋小学校	体育館	579
和泉小学校	体育館	598
下和泉小学校	体育館	586
葛野小学校	体育館	491
いずみ野小学校	体育館	555
伊勢山小学校	体育館	555
西が岡小学校	体育館	1,110
岡津中学校	体育館	1,448
中和田中学校	体育館	1,615
中田中学校	体育館	805
上飯田中学校	体育館	743

いずみ野中学校	体育館	779
領家中学校	体育館	781
義務教育学校緑園学園	メインアリーナ	1,749

(注) 泉が丘中学校は使用できない。

(瀬谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
原小学校	体育館	589
上瀬谷小学校	体育館	589
瀬谷小学校	体育館	1,059
相沢小学校	体育館	480
瀬谷第二小学校	体育館	480
二つ橋小学校	体育館	561
三ツ境小学校	体育館	1,051
南瀬谷小学校	体育館	1,052
大門小学校	図書室	130
瀬谷さくら小学校	体育館	582
瀬谷中学校	体育館	741
東野中学校	体育館	811
原中学校	武道場	387
下瀬谷中学校	体育館	779
二つ橋高等特別支援学校	会議室	75

(注) 南瀬谷中学校は使用できない。

(2) 設備の程度

照明	演壇	聴衆席	弁士席
有	机 1 台 椅子 1 脚	椅子 1 人用 50 脚	机 1 台 椅子 5 脚

2 施設の使用のために納付すべき費用の額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	10,668 円
平日の夜間	29,765 円
休日	31,282 円

備考

- 1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日（前記に掲げる日を除く。）をいう。

- 2 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午前8時30分までをいう。
- 3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として541円を加算する。
- 4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として550円を加算する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第10号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項及び同条第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数、3分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年9月25日

横浜市選挙管理委員会

50分の1の数	62,834	人
6分の1の数	523,617	人
3分の1の数	1,047,233	人

選挙区ごとの3分の1の数

鶴見区	80,773	人
神奈川区	69,658	人
西区	29,636	人
中区	40,704	人
南区	55,638	人
港南区	59,877	人
保土ヶ谷区	57,058	人
旭区	68,339	人
磯子区	45,794	人
金沢区	54,601	人
港北区	100,872	人
緑区	50,116	人
青葉区	85,799	人
都筑区	58,519	人
戸塚区	78,395	人
栄区	34,322	人
泉区	42,821	人
瀬谷区	34,316	人

総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得

た 数 492,713 人

そ の 他

公立大学法人横浜市立大学公告第1号

公立大学法人横浜市立大学令和7事業年度財務諸表の公
告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人横浜市立大学令和7事業年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和8年9月25日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 近 野 真 一